

記入例

健康保険

産前産後休業取得者 申出書/変更（終了）届

令和 5 年 10 月 21 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	会社・健保記入欄	常務理事	事務長	担当者
	事業主氏名				
	電話番号				
			社会保険労務士記載欄		
			氏名等		

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目をご記入ください。

変更・終了の場合は、共通記載欄へ産前産後休業取得時に提出いただいた内容をご記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目もご記入ください。

共通記載欄（取得申出）	① 被保険者記号	5 6 0	② 被保険者番号	0 0 0 0			
	③ 被保険者氏名	健保	花子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成		
	⑤ 出産予定年月日	9.令和	5 1 1 3 0	⑥ 出産種別	0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。		
	⑦ 産前産後の休業期間	9.令和	5 1 0 2 0	から	9.令和	6 1 2 5	まで
	⑧ ※ 産前産後休業開始年月日	9.令和	健保記入欄	⑨ ※ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和		
	以下の⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみご記入ください。						
	⑩ 出産年月日	9.令和		出産後に提出する場合は記入			
	備考						
	「※」印欄は記入しないでください。						

出産（予定）日・産前産後休業終了（予定）日を変更する場合 ※必ず共通記載欄もご記入ください。

A. 変更	⑫ 変更後の出産（予定）年月日	9.令和					⑬	※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に		
	⑭ 産前産後休業開始年月日	9.令和						終了予定年月日		

変更の場合のみ記入

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄もご記入ください。

B. 終了	⑮ 産前産後休業終了年月日	予定より早く終了の場合のみ記入				

受付印

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）をご提出ください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

この申出書は、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)～産後56日の間に、妊娠または出産(妊娠85日目以降の早産・死産・流産・人工妊娠中絶含む)を理由とした産前産後休業を取得した場合にご提出いただくものです。

- ・現在、育児休業中で保険料免除の申出をされている被保険者が続けて産前産後休業を取得する場合、産前産後休業の保険料免除の方が優先されます。
 - ・役員、経営担当者等の使用者は産前産後休業取得の申出はできますが、育児休業等取得の申出は、原則できませんのでご注意ください。

記入方法

<共通記載欄> ①～⑦は必ず記入してください。出産後に提出する場合は⑨、⑩もご記入ください。

- ①②被保険者記号/番号 : 被保険者証に記載の記号と番号をご記入ください。

④被保険者生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤昭和	年	月	日
7.平成	6	3	0
9.令和			

- ⑤出産予定年月日 : 出産後に提出する場合も、出産予定年月日をご記入ください。

⑥出産種別 : 出生児が1人(予定)の場合は「0.単胎」を○で囲んでください。
出生児が2人以上(予定)の場合は「1.多胎」を○で囲んでください。

⑪備考 : 死産・流産・人工妊娠中絶の場合は、「⑩出生児の氏名」は空欄にし、備考にその旨をご記入ください。

<A.変更> 出産予定年月日と実際の出産年月日が異なった場合は、共通記載欄①～⑪を記入のうえ、⑫～⑮もご記入ください。

- ⑫変更後の出産(予定)年月日 : 実際の出産年月日、または変更後の出産予定年月日をご記入ください。

⑬変更後の出産種別 : 変更の有無にかかわらず、必ずご記入ください。

⑭産前産後休業開始年月日 : 出産年月日が予定より前だった場合、変更後の出産(予定)年月日を基準として、産前42日(多胎は98日)の範囲内で休業していた日付に変更してください。
実際の出産年月日が予定より後だった場合は、変更前の開始予定年月日をそのままご記入ください。

⑮産前産後休業終了予定年月日 : 実際の出産年月日の翌日以降56日以内の日付にご変更ください。

<B.終了> 申出の際に記入された終了予定日より早く産前産後休業を終了した場合は、共通記載欄①～⑫を記入のうえ、⑯もご記入ください。

- ⑯産前産後休業終了年月日 : 実際に産前産後休業を終了した日付をご記入ください。
最初に育児休業の申出をされた際に記入した終了予定年月日と同日の場合は、提出の必要はありません。

その他 : 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いて、正しい内容と訂正(申請)者のサインを記入してください。

お知らせ

- ・申出の場合
この申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。なお、保険料の免除期間中も健康保険の被保険者資格が存続します。
産前産後休業等の期間内に支払われた賞与等は、保険料は徴収されませんが標準賞与額として、決定され健康保険の年度累計額に算入されます。

・終了の場合
終了日の翌日が属する月分から健康保険の保険料が発生します。産前産後休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出することができます。ただし、終了後引き続き育児休業等を開始する場合は、産前産後休業終了時報酬月額変更に該当しませんので、『育児休業等取得者申出書』のみをご提出ください。